

福井市監査告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査及び隨時監査の指摘事項等について、改善状況を確認したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年1月2日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	宏憲
福井市監査委員	青木	幹雄
福井市監査委員	玉村	正人

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

商工労働部 観光文化局 おもてなし観光推進課及び文化振興課

（一乗谷朝倉氏遺跡事務所）

市民生活部 環境事務所 収集資源センター

建設部 建築事務所 市営住宅課

消防局 予防課（防災センター）

(2) 監査範囲

令和4年度定期監査（所属別定期監査）及び隨時監査における指

摘事項等に係る事務

3 監査の着眼点（評価項目）

財産管理事務、支出事務及び収入事務について福井市財務会計規則等に準じて適正に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

(2) 監査の実施期間

ア 商工労働部、市民生活部及び消防局

令和5年9月8日から同年11月21日まで

イ 建設部

令和5年9月8日から同年11月22日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、おおむね適切に処理されていた。